

市営住宅の家賃算定において誤りがありました

市営住宅の家賃算定において、誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。対象の入居者の皆様に深くお詫び申し上げます。今後は、正しい法令解釈の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

■詳細情報

1 概要

家賃算定に係る収入認定に際し、70歳以上の扶養親族がいる場合に適用する「老人扶養控除」について、市営住宅の名義人（市営住宅の契約者）、同居人（契約者以外）に関わらず控除を適用する必要があるが、同居者が70歳以上の名義人を扶養している場合において控除を適用しなかったため、本来より高い家賃を徴収していたものです。

（1）該当世帯：6世帯

（2）過大徴収額：148,900円（平成26年4月から令和7年2月までの合計）

2 今後の対応

（1）対象の入居者の皆様には、原則として職員が訪問して説明及びお詫びするとともに、過大徴収分の家賃の返還手続きを進めてまいります。

（2）過大徴収の返還対象は、平成26年4月から令和7年2月分までです。

■問い合わせ先

小諸市役所 建設課 管理係 担当：遠藤、山浦

Tel 0267-22-1700（内線2231、2235） Eメール kenkan@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報